

介護予防短期入所生活介護事業運営規程

船橋あさひ苑ショートステイ

船橋あさひ苑ショートステイ介護予防短期入所生活事業運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人治生会が運営する船橋あさひ苑ショートステイ（以下「施設」という。）が行う介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な事業運営を期するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、もって施設の管理者や職員が要支援状態にある高齢者に対して的確な介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的としてこの規程を定める。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、介護予防短期入所サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
- 2 施設は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護予防短期入所サービス計画を提供するとともに、入所者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう支援する。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域包括支援センター、他の介護保険施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものと密接に連携する。

(事業所の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 船橋あさひ苑ショートステイ
- (2) 所在地 船橋市旭町4丁目9番1号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 兼務1名

(特別養護老人ホーム船橋あさひ苑及び船橋あさひ苑デイサービスセンター施設長が兼務する。)

施設及び職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なうとともに職員に対して厚生労働省が定める施設運営基準及びこの運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行なう。

- (2) 生活相談員 兼務2名以上

(特別養護老人ホーム船橋あさひ苑生活相談員が兼務する。)

利用者またはその家族に対し相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行なう。

- (3) 介護職員 兼務36名以上
(特別養護老人ホーム船橋あさひ苑介護職員が兼務する。)
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行なう。
- (4) 看護職員 兼務3名以上(うち常勤1名以上)
(特別養護老人ホーム船橋あさひ苑看護職員が兼務する。)
利用者の看護業務を行なう。
- (5) 機能訓練指導員 兼務1名以上
(特別養護老人ホーム船橋あさひ苑及び船橋あさひ苑デイサービスセンター機能回復訓練員が兼務する。)
日常生活を営むのに必要な機能を維持・向上させるための訓練を行なう。
- (6) 管理栄養士 兼務1名以上
(特別養護老人ホーム船橋あさひ苑及び船橋あさひ苑デイサービスセンター管理栄養士が兼務する。)
利用者に対する栄養補給面の業務を行なう。
- (7) 事務員 兼務1名以上
(特別養護老人ホーム船橋あさひ苑及び船橋あさひ苑デイサービスセンター事務員が兼務する。)
介護報酬などの請求額算定その他の必要な事務を行なう。

(利用定員)

第5条 施設の利用定員は20名とする。(要介護を含む)

特別養護老人ホーム本体に空床がある際、介護予防短期入所生活介護で利用する。

2 災害等のやむを得ない場合を除き、利用定員及び居室定員を超えて利用させない。

(サービス内容の説明及び同意)

第6条 施設は、サービス提供の開始に際しては、あらかじめ、介護予防短期入所申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の介護予防短期入所申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(受給資格等の確認)

第7条 施設はサービスの提供を求められた場合は介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確認しなければならない。

2 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスの提供に努めなければならない。

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第8条 介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導(相談援助)
- (2) 機能訓練(日常動作訓練)

- (3) 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）
- (4) 介護方法の指導
- (5) 健康状態の指導
- (6) 送迎
- (7) 入浴
- (8) 食事

2 施設は利用者に対するサービスの記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

（介護予防短期入所生活介護の利用料等）

第9条 介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記された割合の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない者に対して、介護予防短期入所生活介護サービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

| | | |
|---------|------------|------------------------|
| (1) 食費 | 利用者負担第1段階 | 300円/日 |
| | 利用者負担第2段階 | 600円/日 |
| | 利用者負担第3段階① | 1,000円/日 |
| | 利用者負担第3段階② | 1,300円/日 |
| | 利用者負担第4段階 | 2,200円/日 |
| | | (朝食650円 昼食860円 夕食690円) |
| | おやつ費 | 190円/日 (希望者) |
| (2) 滞在費 | 利用者負担第1段階 | 0円/日 |
| | 利用者負担第2段階 | 430円/日 |
| | 利用者負担第3段階 | 430円/日 |
| | 利用者負担第4段階 | 915円/日 |

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、船橋市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては本来の用法に従い使用することとし、反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

4 その他この規程に定めるものの他、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書等に明記し、利用者に説明するものとする。

(苦情処理)

第12条 提供した介護予防短期入所生活介護サービスに係わる利用者及びその家族からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講ずることとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 介護予防短期入所生活介護サービスの提供を行なっている時に、利用者が急変に生じた場合は、速やかに主治医又は家族へ連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に関する具体的は計画を立て、職員、利用者、その家族に避難場所、避難経路等災害時における対応方法を周知し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうこととする。

(その他の事項)

第15条 利用者に対し良質なサービスができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。

2 事業所の従業員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 事業所の従業員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密保持について厳守する措置を講ずることとする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項については、社会福祉法人治生会と、事業所の管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。